

外国投資家投資企業設立及び  
変更ファイリング管理暫定施行弁法

2016年10月8日商務部令 2016年第3号により発布 同日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 ファイリング手続
- 第3章 監督・管理
- 第4章 法律責任
- 第5章 附則

第1章 総則

- 第1条 対外開放をより一層拡大し、外国投資家投資管理体制改革を推進し、かつ、法治化され、国際化され、かつ、便利化されたビジネス環境を完全化するため、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」及び「会社法」並びに関連する法律、行政法規及び国務院の決定に基づき、この弁法を制定する。
- 第2条 外国投資家投資企業の設立及び変更が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわらない場合には、この弁法を適用する。
- 第3条 国務院の商務主管部門は、全国範囲内の外国投資家投資企業の設立及び変更のファイリング管理業務を統一して計画・手配し、及び指導することにつき責任を負う。
- 2 各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団及び副省級都市の商務主管部門並びに自由貿易試験区及び国家級経済技術開発区の関連機構は、外国投資家投資企業の設立及び変更のファイリング機構であり、当該区域内の外国投資家投資企業の設立及び変更のファイリング管理業務につき責任を負う。
- 3 ファイリング機構は、外国投資家投資総合管理情報システム（以下「総合管理システム」という。）を通じてファイリング業務を展開する。
- 第4条 外国投資家投資企業又はその投資家は、この弁法により真実、正確かつ完全にファイリング情報を提供し、ファイリング申告承諾書に記入しなければならない。虚偽記載、誤導性陳述又は重大な遺漏があってはならない。外国投資家投資企業又はその投資家は、既に提出したファイリング情報と関連する証明資料を適切に保存しなければならない。

第2章 ファイリング手続

- 第5条 外国投資家投資企業の設立がこの弁法所定のファイリング範囲に属する場合には、企業名称事前審査・承認を取得した後に、全体投資家（又は外国投資家投資株式有限会社の全体発起人。以下「全体発起人」という。）が指定する代表若しく

は共同で委託する代理人が営業許可証の発行前において、又は外国投資家投資企業が指定する代表若しくは委託する代理人が営業許可証の発行後 30 日以内において、総合管理システムを通じてオンラインで「外国投資家投資企業設立ファイリング申告表」（以下「設立申告表」という。）及び関連文書に記入して報告し、及びこれらを提出し、設立ファイリング手続をしなければならない。

第 6 条 この弁法所定のファイリング範囲に属する外国投資家投資企業につき次の変更事項が生じた場合には、外国投資家投資企業が指定する代表又は委託する代理人が変更事項発生後 30 日以内に総合管理システムを通じて「外国投資家投資企業変更ファイリング申告表」（以下「変更申告表」という。）及び関連文書に記入して報告し、及びこれらを提出し変更ファイリング手続をしなければならない。

- (1) 外国投資家投資企業の基本情報の変更。これには、名称、登録住所、企業類型、経営期間、投資業種、業務類型、経営範囲、国の定める輸入設備税減免範囲に属するか否か、登録資本、投資総額、組織機構の構成、法定代表者、外国投資家投資企業の最終的实际支配者の情報並びに連絡人及び連絡方式の変更が含まれる。
- (2) 外国投資家投資企業の投資家の基本情報の変更。これには、氏名（名称）、国籍／地区又は住所（登録地又は登録住所）、証書・許可証の類型及び番号、引受出資額、出資方式、出資期間、資金源泉地並びに投資家の類型変更が含まれる。
- (3) 株主権益（株式）又は合作権益の変更
- (4) 合併、分割及び終了
- (5) 外資企業財産権益対外抵当の譲渡
- (6) 中外合作企業の外国合作者の投資先行回収
- (7) 中外合作企業の経営管理委託

2 そのうち、合併、分割及び減資等の事項につき関連する法律・法規の規定により公告すべき場合には、変更ファイリング手続をする際に法により公告手続実施状況を説明しなければならない。

3 前記変更事項が最高権力機構が行う決議にかかわる場合には、外国投資家投資企業の最高権力機構が決議をした時をもって変更事項の発生の時とする。外国投資家投資企業の変更事項の発効条件について法律法規に別段の要求のある場合には、相応する要求を満たした時をもって変更事項の発生の時とする。

4 外国投資家投資の上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムにおいて上場する会社は、外国投資家の持株比率の変化の累計が 5 パーセントを超え、及び株式を支配し、又は相対的に株式を支配する地位につき変化が生じた場合にのみ、投資家の基本情報又は株式変更事項についてファイリング手続をすることができる。

第 7 条 外国投資家投資企業又はその投資家は、外国投資家投資企業の設立又は変更ファイリング手続をする場合には、総合管理システムを通じて次の文書をアップロードして提出する必要がある。

- (1) 外国投資家投資企業名称事前審査・承認資料又は外国投資家投資企業の営業許可証
- (2) 外国投資家投資企業の全体投資家（若しくは全体発起人）若しくはその授権代表が署名した「外国投資家投資企業設立ファイリング申告承諾書」又は外国投資家投資企業の法定代表者若しくはその授権代表が署名した「外国投資家投資企業変更ファイリング申告承諾書」
- (3) 全体投資家（若しくは全体発起人）又は外国投資家投資企業が指定する代表若しくは共同で委託する代理人の証明。これには、授権委託書及び被委託者の身

分証明が含まれる。

- (4) 外国投資家投資企業の投資家又は法定代表者が委託する他人が関連文書に署名することに係る証明。これには、授権委託書及び被委託者の身分証明（他人に関連文書の署名を委託しない場合には、提供する必要がない。）が含まれる。
- (5) 投資家の主体資格証明又は自然人身分証明（変更事項が投資家の基本情報の変更にかかわらない場合には、提供する必要がない。）
- (6) 法定代表者の自然人身分証明（変更事項が法定代表者の変更にかかわらない場合には、提供する必要がない。）

2 前記文書の原本が外国語である場合には、同時に中国語翻訳文書をアップロードして提出しなければならない。外国投資家投資企業又はその投資家は、中国語翻訳文書の内容が外国語原本の内容と一致を保持するよう確保しなければならない。

第8条 外国投資家投資企業の投資家は、営業許可証発行前に既にファイリング情報を提出している場合において、投資の実際状況につき変化が生じたときは、営業許可証発行後 30 日以内にファイリング機構に対し変化状況について変更ファイリング手続を履行しなければならない。

第9条 審査・認可を経て設立された外国投資家投資企業につき変更が生じ、かつ、変更後の外国投資家投資企業が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわらない場合には、ファイリング手続をしなければならない。ファイリングを完了した場合には、その「外国投資家投資企業認可証書」は、同時に効力を失う。

第10条 ファイリング管理に係る外国投資家投資企業につき生じた変更事項が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわる場合には、外国投資家投資関連法律・法規に従い審査・認可手続をしなければならない。

第11条 外国投資家投資企業又はその投資家がオンラインで「設立申告表」又は「変更申告表」及び関連文書を提出した後において、ファイリング機構は、記入して報告された情報の形式上の完全性及び正確性について照合を行い、かつ、申告事項がファイリング範囲に属するか否かについて判定を行う。この弁法所定のファイリング範囲に属する場合には、ファイリング機構は、3 業務日以内にファイリングを完了しなければならない。ファイリング範囲に属しない場合には、ファイリング機構は、3 業務日以内に外国投資家投資企業又はその投資家に対し関係規定に従い取り扱うようオンラインで通知し、かつ、関連部門に対し法により処理するよう通知しなければならない。

2 ファイリング機構は、外国投資家投資企業又はその投資家が記入して報告した情報の形式上の不完全性若しくは不正確性を発見し、又は経営範囲についてその者がより一層の説明をする必要がある場合には、その者に対し 15 業務日以内において関連情報をオンラインで補充して提出するよう一括してオンラインで告知しなければならない。補充情報を提出する期間は、ファイリング機構のファイリング期限にこれを算入しない。外国投資家投資企業又はその投資家が 15 業務日以内において関連情報を補充して整えることができなかつた場合には、ファイリング機構は、外国投資家投資企業又はその投資家に対しファイリングが完了していない旨をオンラインで告知する。外国投資家投資企業又はその投資家は、同一の設立又は変更事項について別にファイリング申請を提出することができる。既に当該設立又は変更事項を実施している場合には、5 業務日以内に別に提出しなければならない。

3 ファイリング機構は、総合管理システムを通じてファイリング結果を発布しなければならない。外国投資家投資企業又はその投資家は、総合管理システムにおいてファイリング結果情報につき照会することができる。

第12条 ファイリングが完了した後において、外国投資家投資企業又はその投資家は、外国投資家投資企業名称事前審査・承認資料（写し）又は外国投資家投資企業営業許可証（写し）を証憑としファイリング機構から「外国投資家投資企業設立ファイリング受領証」又は「外国投資家投資企業変更ファイリング受領証」（以下「ファイリング受領証」という。）を取得することができる。

第13条 ファイリング機構の発行に係る「ファイリング受領証」には、次の内容を記載する。

- (1) 外国投資家投資企業又はその投資家が設立又は変更ファイリング申告資料を既に提出し、かつ、形式要求に適合すること。
- (2) ファイリングに係る外国投資家投資企業の設立又は変更事項
- (3) 当該外国投資家投資企業の設立又は変更事項がファイリング範囲に属すること。
- (4) 国の規定する輸入設備税減免範囲に属するか否か。

### 第3章 監督・管理

第14条 商務主管部門は、外国投資家投資企業及びその投資家がこの弁法を遵守する状況について監督・検査を実施する。

2 商務主管部門は、サンプリング検査、通報に基づく検査の実施、関係する部門若しくは司法機関の建議及び反映に係る状況に基づく検査の実施並びに職権による検査の発動等の方式を採用して監督・検査を展開することができる。

3 商務主管部門は、公安、国有資産、税関、税務、工商、証券及び外国為替等の関係する行政管理部門と密接に協同・協力し、情報共同享有を強化しなければならない。商務主管部門は、監督・検査の過程において外国投資家投資企業又はその投資家に当該部門の管理職責に属しない法令違反行為があることを発見した場合には、遅滞なく関係部門に通報しなければならない。

第15条 商務主管部門は、公平に規範化する要求に従い、外国投資家投資企業のファイリング編成番号等に基づき検査対象をランダムに抽出して確定し、検査人員をランダムに選任して派遣し、外国投資家投資企業及びその投資家について監督・検査を行わせなければならない。サンプリング検査結果は、商務主管部門が商務部の外国投資家投資情報公示プラットフォームを通じてこれを公示する。

第16条 公民、法人その他組織は、外国投資家投資企業又はその投資家につきこの弁法に違反する行為が存在することを発見した場合には、商務主管部門に対し通報することができる。通報については、書面による方式を採用し、明確な被通報人があり、かつ、関連する事実及び証拠が提供された場合には、商務主管部門は、通報を接受した後に必要な検査を行わなければならない。

第17条 その他の関係部門又は司法機関は、その職責を履行する過程において外国投資家投資企業又はその投資家にこの弁法に違反する行為があることを発見した場合には、商務主管部門に対し監督・検査の建議を提出することができる。商務主管部門は、関連する建議を接受した後に遅滞なく検査を行わなければならない。

第18条 この弁法の規定どおりにファイリングをせず、又は過去にファイリングの不実があり、監督・検査について協力をせず、若しくは商務主管部門が行った行政処罰決定の履行を拒絶した旨が記録された外国投資家投資企業又はその投資家について、商務主管部門は、職権によりその者に対し検査を発動することができる。

第19条 商務主管部門が外国投資家投資企業及びその投資家について監督・検査を行う内容には、次のものが含まれる。

- (1) この弁法の規定に従いファイリング手続を履行したか否か。
- (2) 外国投資家投資企業又はその投資家が記入して報告したファイリング情報が真実、正確かつ完全であるか否か。
- (3) 国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施において掲げられた投資禁止領域において投資経営活動を展開したか否か。
- (4) 審査・認可を経ないで国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施において掲げられた投資制限領域において投資経営活動を展開したか否か。
- (5) 国家安全審査を触発する事由が存在するか否か。
- (6) 「ファイリング受領証」を偽造し、変造し、有償で貸し出し、無償で貸し出し、又は譲渡したか否か。
- (7) 商務主管部門が行った行政処罰決定を履行したか否か。

第20条 検査する際には、商務主管部門は、法により関係資料を閲覧し、又は被検査人に対し関係資料を提供するよう要求することができる。被検査人は、ありのままに提供しなければならない。

第21条 商務主管部門の検査の実施においては、被検査人の正常な生産・経営活動を妨害してはならず、被検査人の提供する財物又はサービスを受領してはならず、かつ、その他の不法利益の取得を図ってはならない。

第22条 商務主管部門その他主管部門が監督・検査において掌握した外国投資家投資企業又はその投資家の信義誠実状況を反映する情報は、商務部の外国投資家投資信義誠実档案システムにこれを記入しなければならない。そのうち、この弁法の規定どおりにファイリングをせず、ファイリングが不実であり、「ファイリング受領証」を偽造し、変造し、有償で貸し出し、無償で貸し出し、若しくは譲渡し、監督・検査について協力をせず、又は商務主管部門が行った行政処罰決定の履行を拒絶したものについては、商務主管部門は、関連する信義誠実情報を商務部の外国投資家投資情報公示プラットフォームを通じて公示しなければならない。

2 商務部は、関連部門と外国投資家投資企業及びその投資家の信義誠実情報を共同享有する。

3 商務部門が前二項により公示し、又は共同享有する信義誠実情報は、外国投資家投資企業又はその投資家の個人的プライバシー若しくは商業秘密又は国家秘密を含んではならない。

第23条 外国投資家投資企業及びその投資家は、商務部の外国投資家投資信義誠実档案システム中の自己の信義誠実情報につき照会することができる。関係する情報記録が完全でなく、又はそれに誤りがあると認める場合には、関連する証明資料を提供し、かつ、商務主管部門に対し修正を申請することができる。確認調査を経て事実属实に属する場合には、これを修正する。

2 この弁法に違反して生じた信義誠実でない記録について、外国投資家投資企業又はその投資家が違法行為を是正し、関連義務を履行した後3年内においてこの弁法に違反する行為が発生しなかった場合には、商務主管部門は、当該信義誠実でない記録を移動して除去しなければならない。

#### 第4章 法律責任

第24条 外国投資家投資企業又はその投資家がこの弁法の規定に違反し、期限どおりにファイリング義務を履行することができず、又はファイリングをする際に重大な遺漏が存在した場合には、商務主管部門は、期間を限り是正するよう命じなければならない。期間を徒過して是正せず、又は情状が重大である場合には、3万元以下

の罰金を科する。

2 外国投資家投資企業又はその投資家がこの弁法の規定に違反し、ファイリング義務の履行を回避し、ファイリングをする際に真実の状況を隠蔽し、誤導性情報若しくは虚偽情報を提供し、又は「ファイリング受領証」を偽造し、変造し、有償で貸し出し、無償で貸し出し、若しくは譲渡した場合には、商務主管部門は、期間を限り是正するよう命じ、かつ、3 万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合には、関係部門が相応する法律責任を追及する。

第 25 条 外国投資家投資企業又はその投資家が審査・認可を経ないで国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施に掲げる投資制限領域において投資経営活動を展開した場合には、商務主管部門は、期間を限り是正するよう命じ、かつ、3 万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合には、関係部門が相応する法律責任を追及する。

第 26 条 外国投資家投資企業又はその投資家が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施に掲げる投資禁止領域において投資経営活動を展開した場合には、商務主管部門は、期間を限り是正するよう命じ、かつ、3 万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反した場合には、関係部門が相応する法律責任を追及する。

第 27 条 外国投資家投資企業又はその投資家が商務主管部門の監督・検査を回避し、これを拒絶し、又はその他の方式により妨害した場合には、商務主管部門が是正するよう命ずるものとし、1 万元以下の罰金を科すことができる。

第 28 条 関係する業務人員がファイリング又は監督・管理の過程において職権を濫用し、職務を懈怠し、私情にとらわれて不正行為をし、又は賄賂を求め、若しくは賄賂を収受した場合には、法により行政処分を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

## 第 5 章 附則

第 29 条 この弁法実施前に商務主管部門が既に受理した外国投資家投資企業の設立及び変更事項につき審査・認可を完了しておらず、かつ、ファイリング範囲に属する場合には、審査・認可手続は終了し、外国投資家投資企業又はその投資家はこの弁法に従いファイリング手続をしなければならない。

第 30 条 外国投資家投資事項が反独占審査にかかわる場合には、関連規定に従い取り扱う。

第 31 条 外国投資家投資事項が国家安全審査にかかわる場合には、関連規定に従い取り扱う。ファイリング機構がファイリング手続をし、又は監督・検査する際に当該外国投資家投資事項が国家安全審査範囲に属する可能性があることを認めたと認めたが、外国投資家投資企業の投資家が商務部門に対し国家安全審査申請を提出しなかった場合には、ファイリング機構は、遅滞なく投資家に対し商務部に対し安全審査申請を提出するよう告知し、かつ、関連手続の実施を暫定的に停止し、同時に関係状況を商務部に報告しなければならない。

第 32 条 投資類外国投資家投資企業（投資性会社及びベンチャー・キャピタル企業を含む。）は、外国投資家とみなし、この弁法を適用する。

第 33 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区又は台湾地区の投資家の投資が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわらない場合には、この弁法を参照して取り扱う。

第 34 条 香港のサービス提供者が内地において「『より緊密な経済貿易関係の確立に

関する内地と香港との手配』サービス貿易合意」が香港に対し開放したサービス貿易領域のみにおいて投資し、又はマカオのサービス提供者が内地において「『より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地とマカオとの手配』サービス貿易合意」がマカオに対し開放したサービス貿易領域のみにおいて投資する場合には、その会社の設立及び変更のファイリングは、「香港・マカオサービス提供者の内地における投資ファイリング管理弁法（試行）」に従いこれを取り扱う。

第 35 条 商務部がこの弁法発効前に発布した部門規則及び関連文書がこの弁法と一致しない場合には、この弁法を適用する。

第 36 条 自由貿易試験区又は国家級経済技術開発区の関連機構は、第 3 章及び第 4 章により、当該区域内の外国投資家投資企業及びその投資家がこの弁法を遵守する状況について監督・検査を実施する。

第 37 条 この弁法は、発布の日から施行する。「自由貿易試験区外国投資家投資ファイリング管理弁法（試行）」（商務部公告 2015 年第 12 号）は、同時にこれを廃止する。

附属書：1. 外国投資家投資企業設立ファイリング申告資料（省略）  
2. 外国投資家投資企業変更ファイリング申告資料（省略）  
3. 外国投資家投資企業設立ファイリング受領証（省略）  
4. 外国投資家投資企業変更ファイリング受領証（省略）

（中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太）